

28川宮生学第184号
平成28年10月11日

教育長 様

宮 前 区 長

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理予定者の決定の付議について（依頼）

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第20号）に基づき、補助執行しております川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の次期指定管理予定者の選定について、川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会より審査結果が通知されましたので、事業者選定等に関する手続き要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり、御報告いたします。

つきましては、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理予定者の決定について、教育委員会に付議していただき、御審議くださいますようお願いいたします。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理予定者

名 称 アクティオ株式会社

所在地 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号目黒東洋ビル4階

代表者 代表取締役社長 鈴木 悟

宮前区役所 生涯学習支援課

担 当 関 口

電 話 044-888-3911

F A X 044-856-1436

1 管理を行わせる施設の概要

名称	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設
所在地	川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号
設置条例	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例
設置目的	地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与することを目的とする。
施設の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備の利用に供すること。 ・図書、資料等を備え、及び利用に供すること。 ・その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
現在の指定管理者	アクティオ株式会社
現在の指定管理費	46,129,140円/年

2 指定管理者となる団体の概要

商号又は名称	アクティオ株式会社
所在地	東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
代表者名	代表取締役社長 鈴木 悟
設立年月日	昭和62年2月27日
資本金又は基本財産	99,000千円
従業員数	社員93名 契約社員943名 アルバイト1,112名 (平成27年12月31日現在)
沿革	<p>昭和62年 アクティオ株式会社設立〈東京都目黒区(太陽工業株式会社内)〉 ◆イベント事業を開始する</p> <p>平成元年 大阪支店開設(大阪市淀川区) ◆施設運営事業を開始する</p> <p>平成2年 福岡営業所開設(福岡市博多区)</p> <p>平成13年 名古屋営業所開設(名古屋市守区)</p> <p>平成14年 北九州営業所開設(北九州市八幡西区) 一般労働者派遣事業許可取得</p> <p>平成15年 神戸営業所開設(神戸市中央区) ◆指定管理事業を開始する</p> <p>平成17年 警備業法認定 横浜営業所開設(横浜市金沢区)・さいたま営業所開設(さいたま市北区)・千葉営業所開設(千葉市中央区)</p> <p>平成18年 長野営業所開設(長野市大字鶴賀)・松山営業所開設(松山市宮田町) 新潟営業所開設(新潟市西区)</p> <p>平成20年 金沢営業所開設(金沢市問屋町) ◆プライバシーマーク付与認定取得 本社移転(目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)</p> <p>平成21年 福井営業所開設(福井市石橋町)</p> <p>平成22年 三重営業所開設(四日市市)</p> <p>平成26年 ◆有料職業紹介事業許可取得(東京、大阪) 厚生労働大臣認可</p>

<p>業 務 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 ・ 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運営に関する請負業務 ・ 社会福祉施設の経営及び経営の受託 ・ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事の調査、企画立案、実施運営 ・ 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計管理の受託業務 ・ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施 ・ 商品開発及びその販売促進に関する企画と実施 ・ 特定労働者の派遣及び一般労働者の派遣業務 ・ 職業紹介事業 ・ 社員教育及び訓練の企画と実施 ・ 印刷物、書籍、出版物の企画サービス並びに販売 ・ 広告代理店業務 ・ 洋品雑貨、服装雑貨、装身具及び日用雑貨の販売 ・ 食品、清涼飲料水、酒類の販売 ・ 飲食店の経営 ・ 旅行業 ・ 旅行代理店業務 ・ 総合警備保障業務 ・ ビルメンテナンス業 ・ 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営 ・ 建築物、工作物（看板、煙突及び照明塔）の設計管理の受託業務 ・ 上記に附帯関連する一切の業務
<p>業 務 実 績 (特に行政関係)</p>	<p>【指定管理事業】 平成 16 年～白幡地区センター（横浜市） 他 126 施設 (平成 28 年 8 月現在)</p> <p>【施設運営事業】 平成 12 年～みのかも文化の森 総合案内受付業務（美濃加茂市） 平成 21 年～四日市公害と環境未来館 環境学習の普及啓発業務（四日市市） (※平成 21 年～指定管理業務 平成 26 年～業務委託) 平成 27 年～守谷駅前親子ふれあいルーム 事業実施等運営業務(守谷市)</p> <p>【イベント事業】 平成 26 年 平城京・天平祭 運営業務（奈良県） 平成 26 年 ラグビーのまち東大阪の夕べ運営業務（大阪府） 平成 28 年 流山市成人式 成人式の運営サポート業務（流山市） 平成 28 年 埼玉県生活科学センター・消費生活バスツアー講座（埼玉県） 平成 28 年 流山ロードレース大会 マラソンの運営サポート（流山市）</p>

生涯学習・市民活動支援施設又は市民活動支援事業等の業務実績	【指定管理事業】 平成 16 年～ 白幡地区センター（横浜市） 他 35 施設 （平成 28 年 8 月現在）			
	【施設運営事業】 平成 18 年～平成 28 年 ほどがや市民活動センター運営業務（横浜市）			
財政状況 (単位円)	【市民活動支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・「アリーノ市民活動ふれあいフェア」 ・「アリーノの地域の市民活動支援事業」 ・「学びのコーディネーター養成講座」（野田公民館） ・「認知症サポーター養成講座」（千葉市都賀コミュニティセンター） ・「星野富弘 花の詩画展 流山」実施及び延べ千人のボランティアとりまとめ（流山生涯学習センター） ・市民活動推進センターとの協働事業「まなび・ふれあいまつり」実施（流山生涯学習センター） 			
	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	総 収 入	6,695,674,351	7,668,789,871	8,191,931,248
	総 支 出	6,431,022,198	7,340,058,862	7,849,467,745
	当期損益	264,652,153	328,731,009	342,463,503
累積損益	230,534,773	241,267,931	325,151,176	

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
利用料金、開館時間、休館日設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の改正に基づく料金設定 ○ 開館時間の前倒し及び閉館時間の延長（本来は午前 9 時から午後 9 時）「午前 8 時から」「午後 10 時まで」利用可能とする。（要事前申請） ○ 市民活動支援コーナーの利用時間延長を継続 登録団体に限り、午後 11 時まで時間外利用ができるようにする。 ○ 地域図書室受付業務の延長継続 夜間利用者が図書の貸出しサービスも受けることができるよう、受付業務 午前 9 時から午後 8 時までの延長を継続する。
運営体制、職員研修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤職員 4 名、アルバイトスタッフ 10 名体制で 2 交代勤務による運営 定期的な施設長会議の開催による情報の共有化等 ○ 地域のような団体との連携体制 地域の市民団体、小中学校、高校、大学、PTA、自治会、NPO 法人や企業との連携を強化し、地域性、事業の専門性をさらに高める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○通信教育期間 (入社前30日間でアリーノの業務内容等を通信教育により習得) ○オリエンテーション期間 みなし公務員研修、労務研修(関連法令等を学ぶ) ○基礎研修期間 基礎マナー研修(接遇研修)、人権研修、障害者差別解消法研修 ○実務研修期間 個人情報保護研修、危機管理対応研修、普通救命講習等 ○現地研修期間 現地研修
<p>生涯学習振興に係る事業、図書室の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習事業のテーマを大きく「健康・趣味・文化活動・教養・料理」に分類し、ニーズに合わせて実施 ○地域の小学校との連携図書カード作成キャンペーンの継続 ○地域の保育園との連携 ○子ども図書委員会の設置 ○図書室だよりの発行 ○図書室独自の季節毎のイベントの実施
<p>市民活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「活動を始めたい人・興味のある人」と「活動を発展させたい団体」さらには「市民活動している団体に協力依頼をしたい人や各種団体」の3種類の分類に応じた支援 ○情報の提供について <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動登録者リストの作成 ・施設ホームページに「市民活動支援コーナー」をつくる ・市民活動団体の活動レポートを作成 ・市民活動団体専用掲示板の設置 ○相談業務について <ul style="list-style-type: none"> ・学習や市民活動のさまざまな相談への対応 ・施設職員の相談・コーディネート力のスキルアップ ・川崎市、宮前区内関連施設との連携 ・相談者のカルテを作成
<p>自主事業、施設の活用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自主事業 <p>施設の設置目的を実現し、施設を活性化させるために重要な役割を果たすための、「魅力ある事業」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーノ音楽コンサート ・人型ロボット「Pepper」との触れ合い ・移動式プラネタリウム「星たまご」 ・地方物産コーナーの設置 ・季節のイベント など ○施設の活用 <p>宮前区の「地域包括ケアシステム」の取組に準じて、地域の見守り施設としても機能しています。その取組として、以下の内容を記載したポスター掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「トイレをご利用ください」 ・「多目的トイレもございます」 ・「おむつ交換できます」 ・「授乳室もございます」 ・「ミルクを作る場所にお使ください」 ・「新聞・雑誌の閲覧もできます」

利用の促進策等	<p>利用者が活用でき、利用者が自ら施設運営に携わることができるような、参加度の高い施設運営を目指す。</p> <p>○広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実と積極的活用 ・強くアピールできるパンフレット、チラシ、ポスターの作成、配布 ・定期的に施設情報紙を発行、配布 ・フェイスブックでの情報発信 ・川崎市広報紙の講座やイベント案内欄への掲載 など <p>○利用促進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、スタッフによる口コミネットワークの活用 ・市内の公共施設等との連携 ・貸室利用促進の取組（サークル活動支援） ・町内会自治会の活用、新築マンションへのポスティング ・社内ネットワークの活用
---------	--

6 収支計画

(単位:円)

科 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
I 収入	51,476,000	51,476,000	51,576,000	51,576,000	51,676,000
1 指定管理料	41,976,000	41,976,000	41,976,000	41,976,000	41,976,000
2 利用料金収入	5,000,000	5,000,000	5,100,000	5,100,000	5,200,000
3 その他収入(教室受講料等)	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
4 自主事業売上充当	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
5 雑収入	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
II 支出	51,476,000	51,476,000	51,576,000	51,576,000	51,676,000

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加団体数：10団体

応募団体：3団体（以下、応募順に掲載）

- ・アクティオ株式会社
- ・三菱地所コミュニティ株式会社
- ・団体A

2 川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会委員

【学識経験者】 齊藤 定雄（会長）（順天堂大学名誉教授）

【学識経験者】 佐谷 和江（株式会社 計画技術研究所 代表取締役
法政大学大学院兼任講師）

【税理士】 江口 進（江口 進 税理士事務所）

【学識経験者】 堂前 雅史（和光大学現代人間学部教授）

【学識経験者】 黒岩 亮子（日本女子大学人間社会学部准教授）

3 選定理由

指定管理者の選定にあたり、経済的な安定性、人材確保における確実性、指定管理業務の経験・実績等の面から総合的に評価を行い、具体的で優れた提案を行った当該団体を選定した。

I 市民の平等な利用が確保されていること

○ 開館時間や休館日の設定が詳細に記載されていること。また、努力目標についても設定され、利用促進に向けた取組も詳細に記載されていた点を評価した。

II 施設の効用を最大限発揮するものであること（事業目的の達成とサービス向上の取組について）

○ ネットワークが厚い地域性に鑑み、市民活動の育成面において高く評価できる提案がなされた。

III 施設の管理経費の縮減が図られるものであること

○ 応募団体の財務分析の審査において、資金収支の安全性、事業活動の効率性、財務活動の健全性において十分な安定性が認められた。

IV 管理を安定して行う人的及び物的能力を有している、又は確保できる見込みがあること

○ 指定管理者として、事業面において豊富な経験と実績を有しており、人材確保について確実にできる点の評価した。

V 提案全体を通してその妥当性や一貫性等を有していること、及びその他特に評価すべき事項

○ 地域課題解決の視点で、「こども食堂」の提案があり、調理室の活用に繋がる提案を評価した。

4 審査結果（基準点3000点以上）

評価項目（大項目）	配点	アクティオ株式会社	三菱地所コミュニティ株式会社	団体A※
I 市民の平等な利用が確保されていること	400点	280点	256点	216点
II 施設の効用を最大限発揮するものであること （事業目的の達成とサービス向上の取組について）	1600点	1148点	1096点	780点
III 施設の管理経費の縮減が図られるものであること	1300点	860点	832点	628点
IV 管理を安定して行う人的及び物的能力を有している、又は確保できる見込みがあること	1100点	788点	744点	460点
V 提案全体を通してその妥当性や一貫性等を有していること、及びその他特に評価すべき事項	600点	424点	388点	288点
実績評価点（標準点を0点とし、加減点）		62.5点	0点	0点
合計	5000点	3562.5点	3316点	2372点

※合計得点が基準点に満たないため、応募団体名は公表の対象になりません。

5 提案額 41,976,000 円/年（指定期間総額 209,880,000 円）

事業者選定等に関する手続き要綱

26 川総行推第 287 号
平成 27 年 3 月 25 日総務局長決裁

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 公の施設における指定管理者の選定等
 - 第 1 節 所管局区の長による管理（第 3 条）
 - 第 2 節 指定管理者制度の導入の適否（第 4 条—第 6 条）
 - 第 3 節 指定管理者の選定（第 7 条—第 9 条）
 - 第 4 節 指定管理者の評価（第 10 条—第 12 条）
- 第 3 章 民営化施設における設置運営等法人の選定（第 13 条—第 19 条）
- 第 4 章 補則（第 20 条・第 21 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 244 条第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（法 244 条の 2 第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の選定等を公正かつ適正に実施するため、必要な手続きを定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所管局区 川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）第 1 条に掲げる局及び同条例第 2 条の規定により設置された本部並びに区役所及び教育委員会事務局
- (2) 評価選定委員会 川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）（以下「設置条例」という。）に規定する所管局区の指定管理者選定評価委員会
- (3) 事業者選定委員会 設置条例に規定する川崎市保育所等整備事業者選定委員会及び川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
- (4) 民営化施設 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 3 項に規定する施設及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する施設のうち民設民営に移行する又は譲渡を行う施設
- (5) 設置運営等法人 前号に規定する施設の設置運営等を行う又は譲渡を受ける民間事業者

第 2 章 公の施設における指定管理者の選定等

第 1 節 所管局区の長による管理

（所管局区の長による管理）

第 3 条 公の施設を所管する所管局区の長（以下「所管局区長」という。）は、公の施設の

管理運営について常に的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図らなければならない。

第2節 指定管理者制度の導入の適否

(調査審議の依頼)

第4条 所管局区長は、指定管理者制度の導入の適否について、選定評価委員会にその調査審議を依頼しなければならない。

(調査審議に係る提出書類)

第5条 前条の規定により調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議依頼書(第1号様式)と次に掲げる書類等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 所管課からの報告書
- (2) その他参考資料

(調査審議)

第6条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された書類等に基づき、公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議を行い、その結果を公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果通知書(第2号様式)により、所管局区長に通知する。

第3節 指定管理者の選定

(調査審議の依頼)

第7条 所管局区長は、公の施設の指定管理者の選定に際し、公告により申請してきた法人その他の団体の調査審議を選定評価委員会に依頼しなければならない。

(調査審議に係る提出書類)

第8条 前条の規定により調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書(第3号様式)と次に掲げる書類等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 法人その他の団体からの申請書
- (2) 施設の管理に関する事業計画書
- (3) 施設の性質又は目的に応じて定める選定基準(以下「選定基準」という。)
- (4) その他参考資料

(調査審議)

第9条 選定評価委員会は、施設の条例、規則及び選定基準等に従い、公の施設の指定管理者としての適否を調査審議し、その結果を公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書(第4号様式)により、市長(公の施設が青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター、子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。))の場合にあっては、市民・こども局こども本部長、有馬・野川生涯学習支援施設の場合にあっては、宮前区長。)に通知し、青少年教育施設及び有馬・野川生涯学習支援施設の場合を除き、市長は、公の施設の指定管理予定者を決定する。

2 前項の規定に基づき、市民・こども局こども本部長にあっては、青少年教育施設、宮前区長にあっては、有馬・野川生涯学習支援施設に係る通知を受けたときは、当該審査

結果を教育委員会に通知するものとする。

第4節 指定管理者の評価

(調査審議の依頼)

第10条 所管局区長は、公の施設の指定管理者の行った管理運営業務の内容等について、選定評価委員会に評価に関する調査審議を依頼しなければならない。

2 評価は、毎年度行わなければならない。

3 指定期間が定められている場合、原則として、その最終年度において、総括評価を行わなければならない。

(調査審議に係る提出書類)

第11条 前条の規定により評価に関する調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議依頼書(第5号様式)と次に掲げる書類等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 所管課からの報告書
- (2) 法人その他の団体からの報告書
- (3) その他参考資料

(調査審議)

第12条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された書類等に基づき、指定管理者の評価に関する調査審議を行い、その結果を公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議結果通知書(第6号様式)により、所管局区長に通知する。

第3章 民営化施設における設置運営等法人の選定

(合同開催)

第13条 調査審議対象の民営化施設が、当該施設以外の施設との合築である場合であつて、当該合築施設について、設置運営等法人の選定評価委員会がある場合には、事業者選定委員会の承認を得て、当該選定評価委員会と合同で事業者選定委員会を開催することができる。

(調査審議の依頼)

第14条 健康福祉局長又はこども本部長は、民営化施設の設置運営等法人の選定に際し、申請してきた法人の調査審議を事業者選定委員会に依頼しなければならない。

(調査審議に係る提出書類)

第15条 前条の規定により調査審議を依頼する健康福祉局長又はこども本部長は、民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議依頼書(第7号様式)と次に掲げる書類等の写しを事業者選定委員会に提出する。

- (1) 法人からの申請書
- (2) 選定基準
- (3) その他参考資料

(調査審議)

第16条 事業者選定委員会は、選定基準等に従い、民営化施設の設置運営等法人としての適否を調査審議し、その結果を民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議結果通知書(第8号様式)により、市長に通知し、市長は、民営化施設の設置運営等法人を決定する。

第4章 補則

(委員会の庶務)

第17条 選定評価委員会及び事業者選定委員会の庶務は、議事に係る所管局区において処理する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(民間活用推進委員会設置要綱の廃止)

2 民間活用推進委員会設置要綱(平成22年5月17日22川総行革第43号市長決裁)は、廃止する。